

○「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年 2 月 17 日医政発 0217 第 16 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 （略） 第 2 制度内容 1 （略） 2 地域医療連携推進法人の業務等について （１）・（２） （略） （３）医療連携推進目的事業財産について（法第 70 条の 9 ・則第 39 条の 17～第 39 条の 20 関係） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 18 条の規定を準用し、地域医療連携推進法人は、医療連携推進目的事業財産については、医療連携推進<u>業務</u>に使用しなければならないこと。なお、医療連携推進業務以外の業務から生じた収益の 50％は、医療連携推進目的事業財産とする必要があること。また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、公益認定法の規定を遵守する必要がある、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額に係る公益認定法の規定については、医療連携推進目的事業財産及び医療連携推進目的取得財産残額に係る医療法の規定に優先して適用されるものであること。 （４）～（10） （略）	第 1 （略） 第 2 制度内容 1 （略） 2 地域医療連携推進法人の業務等について （１）・（２） （略） （３）医療連携推進目的事業財産について（法第 70 条の 9 ・則第 39 条の 17～第 39 条の 20 関係） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 18 条の規定を準用し、地域医療連携推進法人は、医療連携推進目的事業財産については、医療連携推進<u>事業</u>に使用しなければならないこと。なお、医療連携推進業務以外の業務から生じた収益の 50％は、医療連携推進目的事業財産とする必要があること。また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、公益認定法の規定を遵守する必要がある、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額に係る公益認定法の規定については、医療連携推進目的事業財産及び医療連携推進目的取得財産残額に係る医療法の規定に優先して適用されるものであること。 （４）～（10） （略）

3 地域医療連携推進法人の監督について (1) ～ (4) (略) (5) 地域医療連携推進法人の認定の取消しについて(法第 70 条の 21 関係) (略) (6) 医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与について(法第 70 条の 22 関係) 医療連携推進認定を取り消した場合に<u>おいて、1 月以内に医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは</u>、認定都道府県知事等が<u>当該金額</u>に相当する額の金銭について、<u>贈与を受ける旨の</u>書面による契約が成立したものとみなすこと。 <u>(7) 医療連携推進目的取得財産残額について(法第 70 条の 22 関係・則第 39 条の 28、第 39 条の 29 関係)</u> <u>(6) における医療連携推進目的取得財産残額は、地域医療連携推進法人が取得した全ての医療連携推進目的事業財産から、医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した医療連携推進目的事業財産を除外した残余の財産の価額の合計額から、医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進事業に関する会計における収益の不足等により医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した医療連携推進目的事業財産以外の財産及び同日以後に医療連携推進業務の実施に伴い負担した公租公課の合計額を控除して得た、法第 70 条の 14 において読み替えて準用する法第 51 条第 1 項の財産目録のうち医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額(その額が零を下回る場合にあっては、</u>	3 地域医療連携推進法人の監督について (1) ～ (4) (略) (5) 地域医療連携推進法人の認定の取消しについて(法第 70 条の 21 関係) (略) (6) 医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与について(法第 70 条の 22・則第 39 条の 29 関係) 医療連携推進認定を取り消した場合について、<u>公益認定法第 30 条の規定を準用すること</u>。認定都道府県知事等が、<u>医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について受ける旨の</u>、書面による契約が成立したものとみなすこと。 <u>(新設)</u>
---	---

零) とする。

(8) 公益認定を受けている場合の贈与等の特例について（則第 39 条の 30 関係）

地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合は、法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号（医療連携推進認定取消し時の国等への贈与）及び第 19 号（清算時の残余財産の国等への帰属）の規定は、適用しないこと。

また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第 70 条の 21 第 1 項又は第 2 項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第 5 項から第 7 項まで及び法第 70 条の 22 の規定は、適用しないこと。

(9) 厚生労働大臣から認定都道府県知事に対する指示について（法第 70 条の 23 関係）

厚生労働大臣は、改善措置命令等の処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、認定都道府県知事に対し、処分を行うべきことを指示することができること。

認定都道府県知事は、役員の解任の勧告等をするに当たっては、その相手方に対し、弁明する機会を与えなければならないこと。

4 （略）

(7) 公益認定を受けている場合の贈与等の特例について（則第 39 条の 30 関係）

地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合は、法第 70 条の 3 第 1 項第 18 号（医療連携推進認定取消し時の国等への贈与）及び第 19 号（清算時の残余財産の国等への帰属）の規定は、適用しないこと。

また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第 70 条の 21 第 1 項又は第 2 項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第 5 項から第 7 項まで及び法第 70 条の 22 の規定は、適用しないこと。

(8) 厚生労働大臣から認定都道府県知事に対する指示について（法第 70 条の 23 関係）

厚生労働大臣は、改善措置命令等の処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、認定都道府県知事に対し、処分を行うべきことを指示することができること。

認定都道府県知事は、役員の解任の勧告等をするに当たっては、その相手方に対し、弁明する機会を与えなければならないこと。

4 （略）